

管内維持修繕業務 バルーンによる手はさまれ事象

1. 発生日時: 令和3年05月31日(月) PM 11:00頃
2. 発生場所: 東名阪自動車道 上り KP33.613
3. 作業内容: 東名阪集中工事 舗装小補修(人力)
4. 事故概要: 舗装小補修の現場にて、作業完了し、作業班が先に現場離脱を行った。
作業員2名(作業員A,作業員B)にて現場のバルーン照明を片付けるため、バルーン照明をパワーゲート昇降装置に乘せリフトアップした。リフトアップ後にパワーゲート操作者(作業員A)がバルーン照明を支えていると思い込み、作業員Bがバルーン照明のタイヤストッパーを解除した。パワーゲート昇降装置の幅に対し、バルーン照明が大きかったため、バルーン照明が後方に移動し落下、転倒した。その際、落下を阻止しようとした作業員Bの左手がバルーン照明とアスファルト舗装に挟まり負傷した。
現地にて救急要請を行い、救急搬送されたもの。
5. 被災状況: 被災者 作業員 [REDACTED]
負傷箇所 左示指・中指・環指・小指 挫創 6針縫合 (2021年6月1日 診断書より)
6. 発生箇所: 東名阪自動車道 上り線KP33.6付近



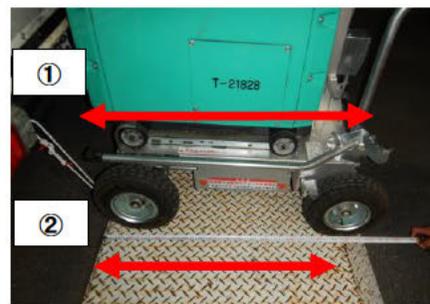
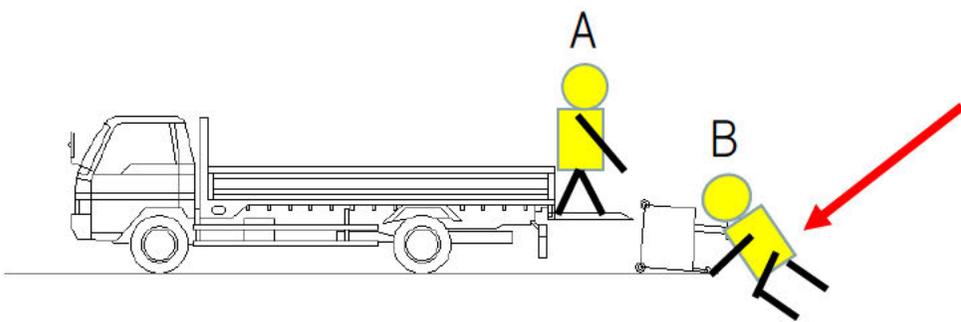
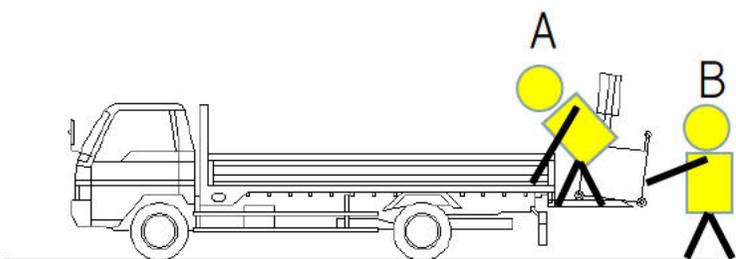
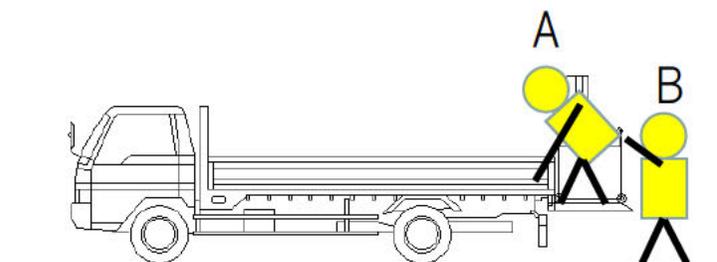
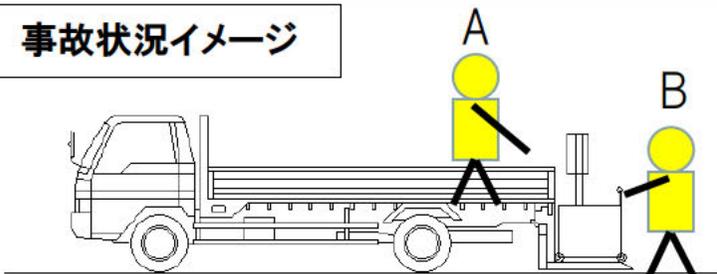
管内維持修繕業務 バルーンによる手はさまれ事象

状況写真



管内維持修繕業務 バルーンによる手はさまれ事象

事故状況イメージ



要因1
積荷の幅がパワーゲートよりもはみ出していた。

- ①バルーン W=1000mm
- ②パワーゲート W=900mm

操作者



要因2
荷物が上がり切った状態でボタン操作者がバルーン照明を支えていると思い込み、タイヤロックを解除した。
その結果、バルーンが後方に動き出し両手で支えた。

タイヤロック

ハンドル



左手

要因3
後方に動き出したバルーン照明を保持しようとしたが、重くて支えきれずパワーゲートから落下した。その際、左手がバルーン照明とアスファルト面と挟まれ負傷した。
※バルーン照明重量 197kg

管内維持修繕業務 バルーンによる手はさまれ事象

今後の対策



対策1

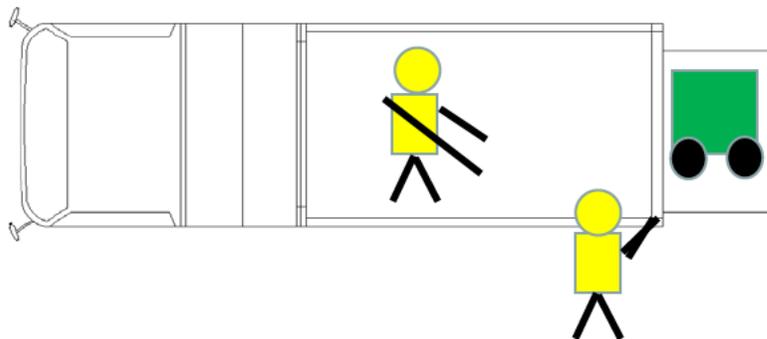
- ・積み込み前、出発前確認。資機材のサイズがトラックとあっているか含め。
- ・パワーゲートに資機材を積む時は、サイズ、重量の確認後に乗せる。
- ・パワーゲートの幅に収まるバルーン照明の採用。
- ・資機材の幅に適合したパワーゲートの採用。



タイヤロック

対策2

- ・バルーン照明等のタイヤロックは作業者同士、声を掛け合い、移動の意思疎通を行い、安全に移動できる状態を確保してから解除する。
- ・車輪のロック、輪留め等、転がり対策を実施後に昇降する。



対策3

- ・2名で作業を行い、声を掛け合い、コミュニケーションを確保した作業の徹底。
- ・パワーゲートの昇降中は資機材から離れ、操作者も資機材が落下しても影響がない位置で操作をする。